

新史料協会員各位

新潟県歴史資料保存活用連絡協議会長
(新潟県立文書館長)

被災した「文書等」の取扱いについて(お願い)

「令和6年能登半島地震」により被害を受けられた市町村におかれましては、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、令和6年1月5日付けのメールにて会員の皆様に被災状況を伺ったところですが、新潟県内におきましても、この地震による被害状況が明らかとなっており、「文書等」の被災も心配されるようです。

復旧業務にお忙しいところ誠に恐縮ですが、県民の貴重な財産の消失を防ぐため、下記の事項に御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 歴史公文書について

各市町村の本庁・支所、収蔵施設等で保管している歴史公文書の状況について確認をお願いします。

なお、普段はあまり立ち入らない場所、老朽化が懸念される場所等に保管している歴史公文書についても、確認をお願いします。

2 地域に所在する文書等について

地域に所在する文書等の取扱いに係る次の事項について、住民の皆様への周知をお願いします。

- (1) 家屋や土石等で押しつぶされた古文書、書籍、写真、アルバム、軸額、美術品等は、土石等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- (2) 古文書等を保管している箱等がつぶれた場合は、新しい箱に入れ替えること。
元の場所へ戻せない場合は、とりあえず湿気を防ぐことのできる場所や容器に移動しておくこと。
- (3) 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。
ページとページがくっつかないように、吸湿性の高い紙(新聞紙等)を挟み込むとより良いこと。
- (4) 震災に乗じた古物商等の買い出しに際しては、安易に売ったり、引き取ってもらわないよう注意すること。
- (5) 文書等の対応についてお困りの方やご相談を希望される場合は、新史料協加盟市町村の担当者を通じて、又は、直接、県立文書館にお問い合わせいただきたいこと。

〒950-8602

新潟市中央区女池南3-1-2

新潟県立文書館内

新潟県歴史資料保存活用連絡協議会事務局

目黒・岡村・関口

電話 025-284-6011 FAX 025-284-8737

Mail archives@mail.pref-lib.niigata.niigata.jp